第３節　定款の変更

会社は、別表19のとおり定款を変更する。

第４節　新株予約権の消却

１　会社による新株予約権の取得

会社は、更生計画認可決定日をもって、会社の発行済新株予約権全てを無償で取得する。

２　新株予約権の消却

会社は、上記１に基づく新株予約権の取得と同時に、その保有する新株予約権全部を消却する。

第５節　役員の選任等

１　役員の退任

会社の現役員は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。

２　取締役の選任

新役員は、取締役１名とし、管財人において更生計画認可決定後速やかに裁判所の許可を得て選任する。

３　取締役の任期

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

４　役員の報酬

新役員の報酬は、更生計画認可決定後、会社更生法第72条第４項前段の規定による裁判所の決定に基づき、役員がその権限を回復している期間に限り、同法第66条第２項の規定により管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。

５　役員の変更

上記３の任期中に役員の変更の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が役員を選任又は選定する。但し、変更により選任又は選定された役員の任期は前任者と同一の期間とする。

第９章　その他必要的記載事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に規定する事項は存在しない。

別表１ないし19（省略）

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２１年（再イ）第１０号

新潟県新潟市北区太夫浜2245番地１

再生債務者　竜田平一郎

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第１２号

茨城県笠間市旭町229番地15

再生債務者　八島　久雄

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月28日　水戸地方裁判所

平成２１年（再イ）第５号

群馬県太田市東本町29番41―801号

再生債務者　吉野　　実

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日

前橋地方裁判所太田支部民事部個人再生係

平成２１年（再イ）第１号

石川県かほく市宇気ツ22番地50

再生債務者　小林　政成

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月21日　金沢地方裁判所

平成２１年（再イ）第１９号

秋田市仁井田新田１丁目２番22号

再生債務者　佐藤　　聖

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日

秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第２７３号

福岡市南区桧原７丁目７番16―102号

再生債務者　牧山　栄喜

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月28日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（再イ）第３８７号

埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目282番地21ルネサンスグラン大宮宮原409号室

再生債務者　武田　敏彦

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月28日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第４号

大分県宇佐市大字辛島89番地の６

再生債務者　大野　　訓

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

平成２１年（再イ）第７６号

埼玉県上尾市井戸木３丁目23番地１　エーデルワイスマンション303

再生債務者　菅原　則之

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月28日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第６５号

京都市右京区嵯峨野千代ノ道町35番地の４

再生債務者　江原工芸こと　江原　三夫

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２０年（再イ）第３６６号

埼玉県川口市芝富士２丁目７番30―808号

シャルム蕨

再生債務者　高橋　正勝

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月28日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第３３４号

福岡市東区水谷２丁目33番10号

再生債務者　鍋内　　豊

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月28日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第１６号

三重県松阪市光町34番地９

再生債務者　森井　智樹

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月31日　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（再イ）第３４７号

大阪市住吉区苅田１丁目15番27号

再生債務者　中尾　純也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成21年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年８月28日

大阪地方裁判所第６民事部